

丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
(議案第3号)

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について (議案第4号)

## 1 改正の趣旨

行政課題の複雑化や多様化、厳しい人材獲得競争の現状を踏まえ、人事院は、公務職場の魅力を向上させる取組の一環として、月例給、期末手当、勤勉手当を引き上げる見直しについての勧告を令和7年8月7日に行いました。これを受け、国においては、人事院勧告に基づく関係改正法案が国会に提出され、12月16日に可決されました。

丹波篠山市においては、従前から、人事院勧告に基づき賃金・労働条件の改定を行ってきたところであり、本勧告に基づく措置を、財政状況を踏まえつつ実施しようとするものです。

なお、市長、副市長及び教育長の特別職の期末手当については、3年連続で引上げを見送ることとします。

## 2 改正の概要

### (1) 一般職関係 (議案第3号)

#### ア 職員の給与に関する条例の一部改正

##### 一般職員に共通

(第1条関係：令和7年度に係る改正)

##### ①通勤手当

片道10km以上の職員について、支給額を引き上げ

(第2条関係：令和8年度以降に係る改正)

##### ①通勤手当

通勤手当の金額設定を規則へ委任

通勤に係る駐車場代について、月5,000円を上限に新たに支給

##### 正規職員

(第1条関係：令和7年度に係る改正)

##### ①期末手当、勤勉手当

期末手当、勤勉手当の引き上げ 年間4.6月→4.65月 (+0.05月)

令和7年度	6月期	12月期	計
期末手当	1.25月(支給済)	1.275月(支給済)	2.525月
勤勉手当	1.05月(支給済)	1.075月(支給済)	2.125月
計	2.3月(支給済)	2.35月(支給済)	4.65月

※6月期、12月期とも改定前の金額で支給済みであり、改定後との差額は年度内に支給する。

## ②給料表の改定

若年層をはじめ、幅広い年齢層で給料の引き上げ（平均改定率3.3%）  
（初任給は、大卒12,000円、高卒12,300円の引き上げ）

### （第2条関係：令和8年度以降に係る改正）

#### ①期末手当、勤勉手当

令和8年度～	6月期	12月期	計
期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月
計	2.325月	2.325月	4.65月

### 定年前再任用短時間勤務職員

#### （第1条関係：令和7年度に係る改正）

#### ①期末手当、勤勉手当

期末手当、勤勉手当の引き上げ 年間2.4月→2.45月（+0.05月）

令和7年度	6月期	12月期	計
期末手当	0.7月(支給済)	0.725月(支給済)	1.425月
勤勉手当	0.5月(支給済)	0.525月(支給済)	1.025月
計	1.2月(支給済)	1.25月(支給済)	2.45月

※6月期、12月期とも改定前の金額で支給済みであり、改定後との差額は年度内に支給する。

#### （第2条関係：令和8年度以降に係る改正）

#### ①期末手当、勤勉手当

令和8年度～	6月期	12月期	計
期末手当	0.7125月	0.7125月	1.425月
勤勉手当	0.5125月	0.5125月	1.025月
計	1.225月	1.225月	2.45月

## イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

### (第3条関係：令和7年度に係る改正)

①特定任期付職員の給料表の改定（現行の給料表を下記のとおり改定）

号給	給料月額（円）	
	現行	改正後
1	392,000	405,000
2	440,000	455,000
3	492,000	508,000
4	555,000	574,000
5	634,000	655,000

②期末手当、勤勉手当

期末手当、勤勉手当の引き上げ 年間 3.65 月→3.7 月（+0.05 月）

令和7年度	6月期	12月期	計
期末手当	0.95 月(支給済)	0.975 月(支給済)	1.925 月
勤勉手当	0.875 月(支給済)	0.9 月(支給済)	1.775 月
計	1.825 月(支給済)	1.875 月(支給済)	3.7 月

※6月期、12月期とも改定前の金額で支給済みであり、改定後との差額は年度内に支給する。

### (第4条関係：令和8年度以降に係る改正)

①期末手当、勤勉手当

令和8年度～	6月期	12月期	計
期末手当	0.9625 月	0.9625 月	1.925 月
勤勉手当	0.8875 月	0.8875 月	1.775 月
計	1.85 月	1.85 月	3.7 月

## ウ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

### (第5条関係：令和7年度に係る改正)

①給料表の改定

市職員給与条例に準じて引上げ

②期末手当、勤勉手当

市職員給与条例に準じるため条文の改正はないが、支給割合は引上げ

### (第6条関係：令和8年度以降に係る改正)

①所要の整理

条文中の項番号を変更

## (2) 議会の議員関係 (議案第4号)

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第1条関係：令和7年度に係る改正)

①期末手当

支給割合の引上げ 年間 4.6月→4.65月 (+0.05月)

令和7年度	6月期	12月期	計
期末手当	2.3月(支給済)	2.35月(支給済)	4.65月

※6月期、12月期とも改定前の金額で支給済みであり、改定後との差額は年度内に支給する。

(第2条関係：令和8年度以降に係る改正)

①期末手当

令和8年度～	6月期	12月期	計
期末手当	2.325月	2.325月	4.65月

## 3 施行期日

公布の日

- (1) 丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条、第3条及び第5条の規定については、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用します。第2条、第4条及び第6条の規定について、令和8年4月1日から施行します。
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定については、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用します。第2条の規定について、令和8年4月1日から施行します。

## 議案第5号説明資料

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

丹波篠山市では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市民生活や経済活動に係る地域課題への対策等に資するため、「丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策支援寄附」により受納した寄附金、同感染症の拡大に伴い減額となったイベント補助金等を原資とする「丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金」を令和2年5月に設置し、新型コロナウイルス感染症対策のための費用の財源として活用してきました。

これまで、市内医療機関や事業者等への支援、市指定管理者への支援、新型コロナウイルス感染症予防接種経費への充当等、本基金の活用により行われた数々の取組により、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域課題に対して一定の役割を果たせたため、令和7年度末をもって当該基金を廃止することとし、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

丹波篠山市基金条例の別表中「丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金」の規定を削除します。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 その他（基金の積立と繰入状況）

（単位：円）

年度	内容	積立	繰入
令和2年度	寄附金	2,589,000	
	議員期末手当10%削減分、コロナの影響で減額となったイベント補助金等	29,443,000	
令和3年度	寄附金	217,942	
	議員期末手当10%削減分、コロナの影響で減額となったイベント補助金等	26,553,000	
	医療機関・事業者支援、市指定管理者支援、子どもの食の応援事業等		28,671,120
令和4年度	コロナの影響で減額となったイベント補助金等	8,822,648	
	学校等の感染症対策、こどもの食の応援事業等		5,769,312
令和5年度	利子	8,180	
	医療機関支援、子どもの食の応援事業等		16,910,589
令和6年度	利子	8,984	
	子どもの食の応援事業等		3,400,436
令和7年度 (見込)	利子	4,384	
	新型コロナウイルス感染症予防接種経費		12,895,681
合計		67,647,138	67,647,138

丹波篠山市西紀地区防災行政無線放送施設条例を廃止する条例について

## 1 廃止の趣旨

西紀地区防災行政無線は、現行のアナログシステムの保守部品が生産終了になることを受けて、令和7年度当初予算において可決いただきました「丹波篠山市防災行政無線西紀地区デジタル化工事」により、令和7年6月から戸別受信機や電波中継局など機器及び設備を順次デジタルシステムに更新しているところです。

本工事は令和8年3月末に完了する見込みであり、令和8年4月からは丹波篠山市防災行政無線とのシステム統合を行い、デジタル環境のもとで一体的に運用していくこととしています。

このため、丹波篠山市西紀地区防災行政無線放送施設条例に基づき運用してきたアナログシステムの機器及び設備は不要となり撤去することから、丹波篠山市西紀地区防災行政無線放送施設条例を廃止するものです。

## 2 施行期日

令和8年4月1日

## 議案第7号説明資料

丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の趣旨

四季の森運動公園グラウンドについて、夜間照明施設整備に伴い、夜間の施設利用にかかるグラウンド使用料を設定するとともに、新たに照明設備使用にかかる料金を設定するものです。

### 2 改正の概要

既に照明設備のある城東グラウンド、今田グラウンドと同様に、四季の森運動公園グラウンドも午後10時まで使用できる施設とします。

また、新たに四季の森運動公園グラウンド照明設備の料金を設定します。1基1時間あたり500円である城東グラウンド照明設備、今田グラウンド照明設備と比較して、四季の森運動公園グラウンド照明設備は照度が低く照射範囲もグラウンド全面でないため、相応の使用料として1基1時間あたり300円とします。

#### 【現行】

施設の名称等	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	備考
丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド	1,500	2,000		500円 ／時間
丹波篠山市立城東グラウンド 丹波篠山市立今田グラウンド	1,500	2,000	2,000	500円 ／時間

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 6基使用	2,000円/時間 3,000円/時間		500円/時間・基

【改正案】

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立城東グラウンド 丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド 丹波篠山市立今田グラウンド	1,500	2,000	2,000	500円/時間

施設の名称等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	備考
丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 6基使用	2,000円/時間 3,000円/時間		500円/時間・基
丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備	2基使用	600円/時間		300円/時間・基

3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国民健康保険事業の安定的な運営を目指し、兵庫県及び市町が参画する兵庫県国民健康保険連絡協議会において協議を行い、その結果を踏まえ、兵庫県が「兵庫県国民健康保険運営方針」及び「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定しています。

丹波篠山市では、ロードマップの基本方針に明記されている令和9年度に県算定による市町村標準保険料率・賦課割合の統一に向け、被保険者の急激な負担増に配慮し、令和7年度から段階的に国民健康保険税率を引き上げる改定を行っています。

このことから、令和8年度は、標準保険料率との差の約1/2を引き上げ、残りの約1/2については、国民健康保険財政調整基金を繰り入れます。

## 2 改正の概要

### (1) 国民健康保険税の税率改定

	所得割率		均等割額 (被保険者数割)		平等割額 (世帯数割)	
	令和 7年度	令和 8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
①基礎課税額	7.23%	7.35%	29,304 円	31,680 円	20,100 円	20,340 円
②後期高齢者支援金等課税額	2.97%	3.01%	12,000 円	13,020 円	7,848 円	8,208 円
③介護納付金課税額	2.59%	2.63%	12,696 円	13,380 円	6,216 円	6,840 円

- ① 基礎課税額：医療給付費などに充てられる費用についての保険税
- ② 後期高齢者支援金等課税額：後期高齢者医療制度の医療給付費を支援するための保険税
- ③ 介護納付金課税額：介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満)としての保険税

(2) 国民健康保険税の軽減額

世帯の所得により均等割及び平等割に軽減措置があります。

(単位：円)

区 分		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		令和7 年度	令和8 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和7 年度	令和8 年度
①基礎課税 額	均等割	20,513	22,176	14,652	15,840	5,861	6,336
	平等割	14,070	14,238	10,050	10,170	4,020	4,068
②後期高齢 者支援金等課 税額	均等割	8,400	9,114	6,000	6,510	2,400	2,604
	平等割	5,494	5,746	3,924	4,104	1,570	1,642
③介護納付 金課税額	均等割	8,888	9,366	6,348	6,690	2,540	2,676
	平等割	4,352	4,788	3,108	3,420	1,244	1,368

(3) 子ども（未就学児）に係る均等割の軽減額（均等割額の1/2の軽減措置）

(単位：円)

区 分	軽減なし		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	令和7 年度	令和8 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和7 年度	令和8 年度
①基礎 課税額	14,652	15,840	4,396	4,752	7,326	7,920	11,722	12,672
②後期 高齢者 支援金 等課税 額	6,000	6,510	1,800	1,953	3,000	3,255	4,800	5,208

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考1】

○県算定による令和8年度市町村標準保険料率（丹波篠山市） 本算定

	所得割率	均等割額	平等割額
①基礎課税額	7.55%	32,829 円	21,111 円
②後期高齢者支援金等課税額	3.11%	13,430 円	8,636 円
③介護納付金課税額	2.74%	13,978 円	6,960 円

○県算定による令和8年度標準保険料率（丹波篠山市）賦課割合本算定  
(単位:%)

	所得割合		均等割合		平等割合		合 計	
	県指 示	市税 率改 定分	県指 示	市税 率改 定分	県指 示	市税 率改 定分	所得割合+均 等割合+平等 割合	県指 示
①基礎課税額	46.05	46.27	38.29	37.95	15.66	15.78	100	100
②後期高齢者支援金等課税額	46.07	46.19	38.29	38.21	15.64	15.60	100	100
③介護納付金課税額	44.42	44.60	38.79	38.74	16.79	16.66	100	100

【参考2】 1人あたり平均保険税（軽減後）の比較

① 令和7年度税率で試算した場合

	基礎課税額	後期高齢者 支援金等 課税額	介護納付金 課税額	計
1人あたり 平均保険税	67,117円	27,288円	27,496円	121,901円

② 令和8年度 県が示す標準保険料率で算定した場合 本算定

	基礎 課税額	後期高齢 者支援金 等課税額	介護納付金 課税額	計
1人あたり 平均保険税	71,551円	29,365	29,601	130,517円
令和7年度税率①と の比較				
差引 ②－①	4,434円	2,077円	2,105円	8,616円
% ②／①×100	106.6%	107.6%	107.7%	107.1%



令和8年度税率改定分 基金繰入（17,905千円）  
標準保険料率との税率差の約1/2を引き上げる。

	基礎課税額	後期高齢 者支援金 等課税額	介護納付金 課税額	計
1人あたり 平均保険税	69,564円	28,438円	28,560円	126,562円
令和7年度税率①と の比較				
差引 ③－①	2,447円	1,150円	1,064円	4,661円
% ③／①×100	103.6%	104.2%	103.9%	103.8%

丹波篠山市営駐車場条例の一部を改正する条例について

**1 改正の趣旨**

近年の物価上昇に伴い、施設の維持管理に要する経費が増加しています。また、観光振興や周辺環境の整備を推進するため、丹波篠山市観光まちづくり基金への安定的な積立を行うこととしています。

こうした状況を踏まえ、市営駐車場の適切な維持管理と安全・安心な運営を継続するため、駐車料金の見直しを行います。併せて、近隣市町の駐車場料金との均衡や利用者間の公平性を確保するとともに、観光地の交通環境の改善を図るため、丹波篠山市営駐車場条例の一部を改正します。

**2 改正の概要**

(1) 三の丸西駐車場の料金体系の見直し

ア 土日祝日の区分を廃止し、通常期・繁忙期を設定します。

通常期	1・2・3・6・7・8・12月
繁忙期	4・5・9・10・11月

イ 「1日を超えない場合で、1回当たり」の駐車料を改めます。1日を超えた場合は、以降1日ごとに同額を加算します。

通常期	普通車	500円
	大型車	1,000円
繁忙期	普通車	800円
	大型車	1,300円

(2) 大手前南駐車場・大手前北駐車場・交響ホール西駐車場・河原町駐車場・歴史美術館前駐車場・市役所庁舎前駐車場・立町駐車場・裁判所北駐車場・西町駐車場・南新町駐車場の料金体系の見直し

ア 新たに通常期・繁忙期（三の丸西駐車場と同様の期間）を設定します。

イ 現行の「1時間以上2時間未満」の区分を廃止し、「2時間以上、1日を超えない場合で、1回当たり」という区分を、「1時間以上、1日を超えない場合で、1回当たり」に改め、1日を超えた場合は、以降1日ごとに同額を加算します。

通常期	普通車 500円
-----	----------

繁忙期	普通車 800円
-----	----------

### 3 施行期日

各駐車場の駐車料に係る改正は、周知期間を3ヶ月とり、令和8年7月1日から施行します。

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例について

**1 改正の趣旨**

し尿収集業務に係る手数料は排出量に応じた従量制を採用していますが、工事現場で設置される仮設便所からの排出量は大半が少量であり、収集運搬経費に見合う手数料となっていないため、料金体系の見直しを行います。近隣他市では、仮設便所は別料金体系としている事例が多く見受けられることから、丹波篠山市においても仮設便所の収集運搬経費に見合った別料金体系を新設し、受益者負担の適正化を図ります。これに伴い、関連する丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年篠山市条例第134号）について改正を行います。

**2 改正の概要**

し尿処理手数料の市が収集するものに、工事のために一時的に設置された仮設便所1基につき4,760円を追加します。算出根拠は、仮設便所の標準的なタンク容量350リットルに従量制単価10リットルにつき136円を乗じたものです。

**3 施行期日**

手数料に係る改正は、周知期間を3ヶ月とり、令和8年7月1日から施行します。

丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

### (1) 簡易サウナ設備について

近年のサウナブームにより普及が進むテント型やバレル型サウナは、従来の浴場等に設置される固定式のサウナ設備とは違うため、特性に応じた基準等を設ける必要が生じ「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号）の一部改正が行われ、令和7年11月12日に公布されました。

### (2) 感震ブレーカーについて

過去の大規模地震に伴う火災において、原因が特定された火災の半数以上が電気に起因するものです。大規模地震による火災時には、初期の消防力の低下にともなう消火の遅れや消防水利の不足が考えられ、大規模延焼を防ぐ必要性から感震ブレーカーが有効と考えられています。また、災害対策基本法に基づく防災基本計画において地震災害対策の中で感震ブレーカーの普及推進が明確に位置づけられました。これらを踏まえ総務省消防庁では、住宅防火対策の一環として感震ブレーカーの普及推進について火災予防条例（例）に位置づけられ、令和7年11月12日に公布されました。

以上のことから、丹波篠山市火災予防条例について、所要の改正を行うものです。

## 2 改正の概要

### (1) 簡易サウナ設備の新設について

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、火を使用する設備等に「簡易サウナ設備」を新設するとともに、所要の改正を行います。

ア 火を使用する設備等の種類に「簡易サウナ設備」を新設します。

イ 火を使用する設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更します。

ウ 簡易サウナ設備の定義は、「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）及びバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、

薪又は電気を熱源にするものをいう。」とします。

(2) 構造等に関する基準

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとします。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとします。

(3) 離隔距離に関する基準

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととします。

(4) 感震ブレーカーについて

住宅における出火防止等に資する住宅用防災機器等の機械器具及び設備の普及促進に「感震ブレーカー」を加えます。

(5) その他

火を使用する設備等の設置の届出に「簡易サウナ設備」（個人が設けるものを除く。）を加え、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更します。

### 3 施行期日

令和8年3月31日



## 2 感震ブレーカーとは

震度5程度の地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する装置のことです。感震ブレーカーの普及が進められている背景には、大規模地震後に発生する電気火災を防ぐためという狙いがあります。

感震ブレーカーの仕組みは、揺れを検知する加速度センサーや振り子のような物理的な仕組みで、地震の揺れを感じると自動で作動し、電気を遮断します。

【感震ブレーカーの種類】			
分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例について

**1 改正の趣旨**

故三宅剣龍氏から教育文化の向上を図るために、旧篠山町に 15,880 千円の寄附があり、これを原資として三宅教育文化基金を設置しています。この基金を活用し、学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に三宅剣龍賞を贈り表彰することにより、教育文化の向上発展を図ってきました。現在は、原資に係る利子を活用しており、令和 6 年度決算では 481 円をこの事業に充当したところです。

このように、現下の低金利の影響により運用益が減少しており、基金を十分に活用できない状況となっています。この度、ご遺族の意向が確認できたことから、原資を取り崩し、事業の財源に充てることのできるよう基金の運用方法を変更するため、丹波篠山市基金条例の一部を改正するものです。

**2 改正の概要**

別表に「三宅教育文化基金」の項を加え、原資を取り崩すことのできるよう処分規定を定めます。また、利子の用途についてのみ規定している教育基金の附表「三宅教育文化基金」の項を削ります。

**3 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

篠山チルドレンズミュージアムは、平成13年7月に開業した施設で、閉校となった多紀中学校の跡地活用の検討を経て誕生しました。「ちるみゅー」の愛称で親しまれ、昔ながらの文化や習慣、新しいことへのチャレンジを取り入れた展示やワークショップを通じて、多くの方にご利用いただいています。

施設の運営は、指定管理者制度に基づき、現在は一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールに委託しています。指定管理者は、指定管理料、物品の売上、利用料などを収受し、それらを運営経費に充てて施設の管理・運営を行っています。

利用料金は、令和2年度に改定して以降、物価や人件費の高騰が進むなか、指定管理者の経営努力により料金の改定を行わず、事業を継続してきました。

しかしながら、今後は経営努力だけでは安定した運営の維持が困難になることが予想されます。

このことから、今後も適切な運営を維持するために、市外利用者に係る入館料及び業として写真撮影をする場合に係る特別入館料の基準金額を引き上げるとともに、「多目的ルーム」の施設利用料を新たに設定し、貸出しが可能となるよう条例の一部を改正します。

## 2 改正の概要

### (1)入館料の基準金額の改正

市外利用者に係る入館料の基準金額を「700円」から「1,000円」に改めます。

### (2)特別入館料の基準金額の改正

業として写真撮影をする場合に係る特別入館料の基準金額を「1,000円」から「1,400円」に改めます。

### (3)施設利用料の設定

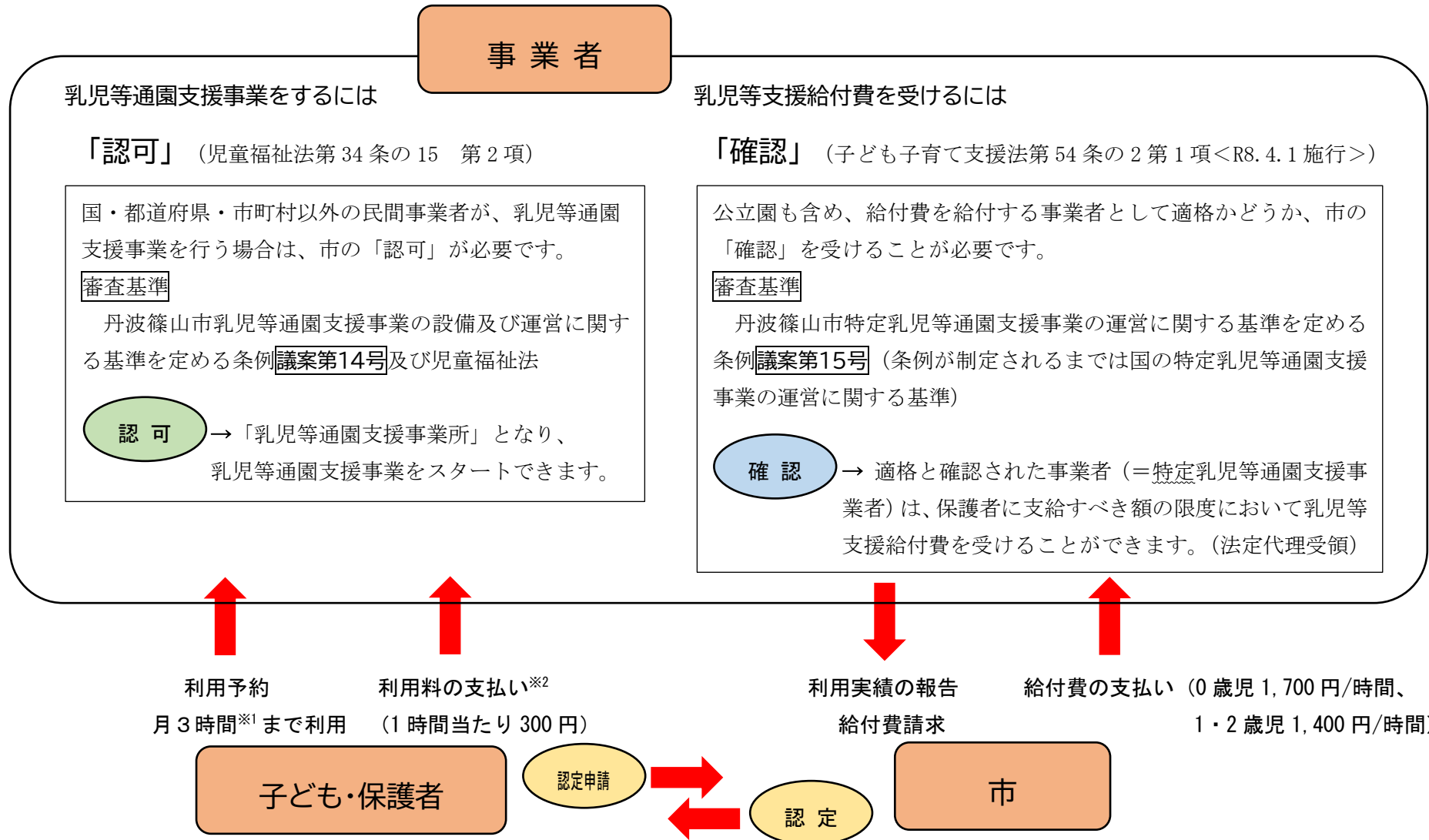
施設利用料の区分として、新たに「多目的ルーム」を設定します。  
また、基準金額の項目として、新たに「1か月」を設定します。

区分	基準金額			
	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)	1か月
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円	110,000 円
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円	
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円	
ミュージアム レストラン	2,000円	2,800円	4,800円	
多目的ルーム	1,300円	1,800円	3,100円	

### 3 施行期日

施設の利用料金に係る改正は、周知期間を3ヶ月とり、令和8年7月1日から施行します。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ~令和8年度から新たな給付制度として全国すべての自治体で実施~



※1 3時間以上10時間未満の経過措置時間を設定する場合は、利用可能時間に関する経過措置を定める条例を制定する必要があります。**議案第16号**

※2 公立保育所・認定こども園で実施する場合、実施及び利用料について保育所条例及び認定こども園条例に規定する必要があります。**議案第17号**

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

令和 7 年 1 月 14 日に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）が公布され、現行規定の文言等の整理及び離島その他の地域において特例保育（へき地保育）を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員配置の基準を適用しない特例を設ける改正が行われました。

このことにより、国の基準に準じて定めている丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年丹波篠山市条例第 36 号）について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正内容に沿って一部改正を行います。

## 2 改正の概要

- (1) 現行規定の文言等の整理（第 9 条・第 10 条・第 13 条・第 16 条・第 18 条・第 20 条・第 26 条・第 27 条）
- (2) 離島その他の地域において特例保育（へき地保育）を行う事業者が、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員配置の基準を適用しない特例の新設（第 22 条の 2）

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

## 1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）が改正され、令和8年度から新たな給付として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施されます。乳児等通園支援事業所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。この運営基準を満たしていることを市町村が確認した乳児等通園支援事業をする者を、特定乳児等通園支援事業者といい、市町村は、特定乳児等通園支援事業者が提供する乳児等通園支援を利用した保護者に対して、乳児等支援給付費を支給することになりますが、保護者に支給すべき額の限度において、特定乳児等通園支援事業者が直接乳児等支援給付費の支給を受けることができるようになります。

この確認のための運営基準は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこととされていることから、国の示す基準をもって市の基準とする形で新たに条例を制定しようとするものです。

## 2 制定の概要

法第54条の3において準用する法第46条第2項及び第3項の規定により、令和7年11月13日に公布された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に基づき、運営に関する基準について必要な事項を規定します。国の示す基準をもって市の基準とします。

主な規定内容

- (1) 利用定員に関する基準（第3条・第21条）
- (2) 面談及び正当な理由のない提供拒否の禁止に関する事項（第4条・第5条）
- (3) 心身の状況等の把握及び特定乳児等通園支援の提供の記録に関する事項（第9条・第11条）
- (4) 支払及び乳児等支援給付費の額に係る通知等に関する事項（第12条・第13条）
- (5) 緊急時等の対応及び事故発生の防止・発生時の対応に関する事項（第

- 17条・第30条)
- (6) 運営規程及び勤務体制の確保等に関する事項 (第19条・第20条)
  - (7) 子どもを平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止に関する事項 (第23条・第24条)

### 3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例について

## 1 制定の趣旨

令和 8 年度から新たな給付として実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和 7 年 1 月 13 日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 94 号。以下府令といいます。）にて一部改正された子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）において、乳児等通園支援の利用可能時間は、1 月につき 10 時間と規定されましたが、府令附則にて令和 8 年度及び令和 9 年度については経過措置が設けられ、地域における整備の状況等の事情を勘案して、10 時間とすることが適当でない認められる場合は、1 月につき 3 時間以上 10 時間未満の範囲内で、条例で定める時間とすることとされました。

丹波篠山市では、保育士不足が常態化している現状で、実施に伴う現場への負担増大や更なる人手不足、加えて、保育園又はこども園に待機児童が発生することも危惧されることから、令和 8 年度及び令和 9 年度は、経過措置として、利用可能時間を条例で設定しようとするものです。

## 2 制定の概要

丹波篠山市における乳児等通園支援の利用可能時間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間は、1 人当たり月 3 時間を上限とします。

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を  
改正する条例

## 1 改正の趣旨

令和 8 年度から新たな給付事業として実施する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、公立の保育園及び認定こども園において実施することになった場合に、その実施と利用に係る利用料について規定しておく必要があるため、丹波篠山市保育所条例(平成 11 年篠山市条例第 105 号)及び丹波篠山市立認定こども園条例(平成 27 年篠山市条例第 25 号)の一部を改正します。

## 2 改正の概要

公立の保育園及び認定こども園において、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施することになった場合のため、以下のことを追加します。

### (1) 丹波篠山市保育所条例(第 1 条関係)

ア たかしろ保育園、城東保育園及びにしき保育園において乳児等通園支援事業が実施できるよう定めます。

イ 上記保育園で実施する乳児等通園支援事業の利用者に発生する利用料の額、納付義務及び納付期日について定めます。

### (2) 丹波篠山市立認定こども園条例(第 2 条関係)

ア 味間認定こども園、たき認定こども園及びこんだ認定こども園において乳児等通園支援事業が実施できるよう定めます。

イ 上記認定こども園で実施する乳児等通園支援事業の利用者に発生する利用料の額、納付義務及び納付期日について定めます。

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド(以下「子育てママフィールド」といいます。)の管理運営については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、施設管理の効率化を図るため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を可能とします。

また、これまで条例に使用料の規定がなかったことから、受益者負担の原則に基づき、新たに使用料の規定を設けます。

については、指定管理者制度の導入及び使用料に関する規定を新設するため、条例の一部を改正します。

## 2 改正の概要

- (1) 指定管理者に子育てママフィールドの運営を行わせることができる旨定めます(第1条関係)。
- (2) 使用料の額を定めるとともに、減免基準など必要な事項を定めます(第2条関係)。

区分	9時～12時	13時～17時
コミュニティー ルーム グループルーム スタジオルーム	400円	600円

## 3 施行期日

- (1) 第1条関係 令和8年4月1日
- (2) 第2条関係 令和9年4月1日

## 丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

歴史 4 館（歴史美術館、武家屋敷安間家史料館、青山歴史村、篠山城大書院）は、篠山城下町の歴史的建造物を活用した文化施設であり、丹波篠山市の歴史文化を市内外に発信する施設として、一体的に管理運営を行っています。開館以来、入館料を据え置いてきましたが、近年の人件費や光熱水費など管理運営費の増加に対応するため、各施設の料金及び 4 館共通料金を改定します。

あわせて、団体扱いの人数を変更し、団体旅行での利用促進を図るとともに、これまでからニーズがあった 2 館共通料金を新たに設けるなど、来館者の増加を図ります。さらに、大書院上段の間及び史跡庭園の利用に対応できるよう、新たに使用料を設定することとします。

このため、関係条例について所要の改正を行うものです。

## 2 改正の概要

## (1) 入館料の改定等（第 1 条～第 4 条関係）

ア 料金の年齢区分を整理し、各施設の入館料を改定します。

区分	入館料	
	個人	団体
大人（18歳以上）	500円	400円
高校生以下	300円	200円

イ 団体扱いの人数を 30 人から 20 人に変更します。

ウ 無料対象者を身体障がい者等の介護者に拡大します。

## (2) 使用料の設定（第 4 条関係）

大書院「上段の間」及び「史跡庭園」の使用料を新たに設定します。

区分	9：00～12：00	13：00～17：00
上段の間	50,000円	50,000円
史跡庭園	50,000円	50,000円

(3) 共通料金の改定等（第5条関係）

ア 4館共通料金の改定及び2館共通料金を設定します。

【変更前】

区分	4館共通入館料
大人	900円
大学生、高校生	500円
中学生、小学生	300円



【変更後】

区分	4館共通入館料	2館共通入館料
大人（18歳以上）	1,000円	800円
高校生以下	600円	400円

イ 旅行者によるパックツアーの造成がしやすくなるよう、共通入館券を旅行クーポンとして取扱いができるようにします。

3 施行期日

歴史4館の入館料に係る改正は、周知期間を3ヶ月とり、令和8年7月1日から施行します。

## 丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者

所在地 : 丹波篠山市小野奥谷302番地  
団体名 : クラブ篠山キャンプ場  
代表者氏名 : 横尾 仁哉

### 2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 3 提案指定管理料

なし

### 4 管理運営

#### (1) 運営方針

「自然との共生」、「アウトドア体験による学びと癒し」を基本理念に市内外2か所のキャンプ場を運営している指定管理候補者は、自然環境と調和した森林空間を効果的に活用し、住民や来園者に憩いと体験の場を提供することを目的に当公園の管理運営にあたる。

また、地域との協働を通じて、教育や観光、地域振興などを創出し「地域とともに育てる公園管理者」として管理運営を行う。

#### (2) 取組内容

公園の資源を最大限活用した森林散策や生き物観察、星空観察などの自然体験プログラムを企画する。通常のキャンプに加えて、「アウトドア教室」「親子キャンプ」など教育性の高いメニューを提供する。地域の農家や加工業者と連携し、公園内に地元特産品の物販コーナーを設置する。閑散期、通常期、ハイシーズン及びトップハイシーズンの4通りの料金体系を設定し、収益向上と閑散期の集客を図る。

### 5 指定管理者選定委員会での審議

- (1) 丹波篠山溪谷の森公園に係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、1月19日に開催した指定管理者選定委員会において、クラブ篠山キャンプ場を指定管理候補者として選定することが妥当とした。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
堀井 宏之	副市長	委員長
丹後 政俊	教育長	副委員長
西羅 忠和	行政経営部長	
竹見 聖司	企画総務部長	
酒井 寛興	学校教育部長	

6 指定管理候補者検討会での評価

- (1) 指定管理候補者の検討及び評価のため、外部委員等5名より構成する「指定管理候補者検討会」を設置し、指定管理候補者を公募したところ3者の申請があり、12月18日に申請書類及び提案内容を総合的に評価し、クラブ篠山キャンプ場を指定管理候補者として指定管理者選定委員会へ推薦した。

(2) 丹波篠山溪谷の森公園指定管理候補者検討会委員名簿

氏名	役職等	備考
押田 健一	農都創造部部長（森づくり担当）	委員長
山田 俊朗	丹波篠山市自治会長会会長	副委員長
小南 稔彦	丹波篠山市商工会副会長	
雪岡 孝征	丹波篠山市飲食業組合組合長	
山田 潔	税理士	

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者		
		クラブ篠山 キャンプ場	A	B
管理運営の基本的な考え方	10	6.00	6.00	7.67
市民サービスの向上につながる質の高い運営に向けた取組み	15	12.00	10.00	11.00
費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	10	7.00	6.00	7.00
危機管理体制の確保	10	8.33	7.00	6.67
その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	7.33	6.33	6.67
申請団体の管理運営体制	15	10.34	10.00	9.33
申請団体の経理的基礎	10	7.33	6.00	6.00
申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	8.07	6.20	7.13
提案価格、自主事業	10	8.00	5.67	6.06
合計	100	74.40	63.20	67.53

## 7 総評

指定管理候補者は、応募資格及び条件を満たしており、かつ、丹波篠山溪谷の森公園募集要項及び業務仕様書に示す内容を遵守した提案内容であった。

また、危機管理体制の確保、施設管理に係る技術的能力、類似施設の良好な運営実績、市民サービスの向上につながる質の高い運営に向けた取組み及びその他の項目である提案価格と自主事業に対する評価が高く、合計点が申請者の中で最も高かったため、丹波篠山溪谷の森公園の指定管理者としての管理運営能力を最も有していると認めた。

さらに、他の申請者との比較においては、提案価格と自主事業、危機管理体制の確保、経理的基礎が高く評価された。

よって、クラブ篠山キャンプ場を丹波篠山溪谷の森公園の指定管理候補者として選定した。

## 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について

### 1 指定管理者

所在地 : 京都府京都市中京区西ノ京西月光町18番2-1  
団体名 : 一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール  
代表者氏名 : 砂山 真一

### 2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 3 提案指定管理料

19,000,000円/年

### 4 管理運営

#### (1) 運営方針

創造性豊かな人づくりや子どもたちの「生きる力」を育む拠点として、「子どものための体験施設」という位置づけのもとに事業を展開する。また、教育・文化の振興、地域の活性化、子育て支援、自然環境の保全といった地域が抱える課題の解決を目指し、地域と密着した取組みを進める。

#### (2) 取組内容

自然体験プログラムの開催、人形劇団クラルテによる人形劇の上演、レストラン・カフェ・ミュージアムショップの運営、グラウンドゴルフ芝生広場開放、ノルディックウォーキング、たき火まつり、関連施設等との連携など

### 5 指定管理者選定委員会での審議

(1) 篠山チルドレンズミュージアムに係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、1月19日に開催した指定管理者選定委員会において、一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールを指定管理候補者として選定することが妥当とした。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
堀井 宏之	副市長	委員長
丹後 政俊	教育長	副委員長
西羅 忠和	行政経営部長	
竹見 聖司	企画総務部長	
酒井 寛興	学校教育部長	

6 指定管理候補者検討会での評価

(1) 指定管理候補者の検討及び評価のため、外部委員等7名より構成する「指定管理候補者検討会」を設置し、指定管理候補者を公募したところ1団体の応募があり、7月22日に申請書類及び提案内容を総合的に評価し、一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールを指定管理候補者として指定管理者選定委員会へ推薦した。

(2) 篠山チルドレンズミュージアム指定管理候補者検討会委員名簿

氏名	役職等	備考
田中 正典	こども未来部長	委員長
新才 博章	村雲まちづくり協議会代表	副委員長
三宅 利裕	公認会計士	
山鳥 有史	こども未来部子育て企画課長	
畑中 啓太	村雲地区小立自治会長	
安井 健二	多紀小学校長	
森田 誠也	たき認定こども園保護者代表	

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者
		一般財団法人ポジティブアース ネイチャーズスクール
① 管理運営方針	5	4.3
② 利用ニーズに応じた質の高い管理運営に向けた取組み	20	15.0
③ 費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	10	6.0
④ 危機管理体制の確保	10	6.5

⑤ 申請団体の管理運営体制	10	8.0
⑥ 申請団体の経理的基礎	10	6.5
⑦ 申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績	10	6.5
⑧ 提案価格	10	6.0
⑨ 自主事業	15	12.0
合 計	100	70.8

## 7 総評

- (1) 申請団体は1団体のみであり、他団体との比較はできないものの、全委員が評価において60点以上の得点を付けた。各委員の採点結果を評価項目ごとに最高点および最低点を除いて集計した結果、平均得点は70.8点となり、申請者の管理運営能力に対する評価の高さがうかがえた。
- (2) 申請団体は、令和3年度から令和7年度の5年間にわたる篠山チルドレンズミュージアムの運営実績と、地域や大学との連携体制も構築されていることから、施設の適切な維持管理・運営を期待できる。
- (3) 提案された価格は、現行の指定管理料と比較して増額となるが、近年の物価高による光熱水費の増加や、賃金引き上げに伴う人件費の上昇など、施設の実情を的確に把握したうえで綿密に積算された結果であると判断した。

よって、一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクールを篠山チルドレンズミュージアムの指定管理候補者として選定した。

## 丹波篠山市立丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理者の指定 について

### 1 指定管理者

所在地 : 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号  
団体名 : 丹波篠山総合スポーツネットワーク  
代表者氏名 : 代表企業 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号  
ミズノスポーツサービス株式会社  
代表取締役 薬師寺 洋彰  
構成企業 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号  
美津濃株式会社  
代表取締役社長 水野 明人  
構成企業 丹波篠山市黒岡 191 番地  
一般社団法人ウイズささやま  
代表理事 井本 季伸  
構成企業 西宮市産所町 14 番 6 号  
株式会社双葉化学商会  
代表取締役 京藤 光江

### 2 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)

### 3 提案指定管理料

28,988,000 円/年

### 4 管理運営

#### (1) 運営方針

スポーツを通じて「安心・健康」を守り、生きがいと交流を創出

#### (2) 取組内容

- ・スポーツの力で市民の元気づくり  
スポーツ教室の開催、トレーニング室での初回マシン講習会の実施
- ・地域と連携した交流賑わいづくり  
運動促進や職場体験の受け入れを実施  
近隣施設と連携しイベント開催

- ・サービス向上と公平な環境づくり  
 広報担当者によるこまめな PR、障がい者・高齢者に配慮した受入体制を構築
- ・安心・安全で快適な環境づくり  
 実践的な消防避難訓練、日常点検と巡回の徹底

## 5 指定管理者選定委員会での審議

(1) 丹波篠山総合スポーツセンター施設に係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、1月19日に開催した指定管理者選定委員会において、丹波篠山スポーツネットワークを指定管理候補者として選定することが妥当とした。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
堀井 宏之	副市長	委員長
丹後 政俊	教育長	副委員長
西羅 忠和	行政経営部長	
竹見 聖司	企画総務部長	
酒井 寛興	学校教育部長	

## 6 指定管理候補者検討会での評価

(1) 指定管理候補者の検討及び評価のため、外部委員等7名より構成する「指定管理候補者検討会」を設置し、指定管理候補者を公募したところ1社の応募があり、1月14日に申請書類及び提案内容を総合的に評価し、丹波篠山スポーツネットワークを指定管理候補者として指定管理者選定委員会へ推薦した。

(2) 丹波篠山総合スポーツセンター施設指定管理候補者検討会委員名簿

氏名	役職等	備考
中野 悟	社会教育部長	委員長
澤 光吉	スポーツ推進委員会会長	副委員長
大上 和則	スポーツ協会会長	
澤 雅史	澤雅史税理士事務所	
山田 敏朗	自治会長会会長	
矢持 高士	利用者代表	
辻川 貴志	社会教育・文化財課長	

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者
		丹波篠山スポーツネットワーク
管理運営方針	10	8
市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組み	10	8
費用対効果の観点等から効率的に管理運営に向けた取組み	5	3
危機管理体制の確保	10	7
その他各施設の設置目的に、特性等に応じ、必要と認める事項	5	4
申請団体の管理運営体制	10	7
申請団体の経理的基礎	10	8
申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績	10	7
その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	7
提案価格	10	6
自主事業	10	7.5
合 計	100	72.5

## 7 総評

応募のあった1社は応募資格及び条件を満たしており、且つ丹波篠山総合スポーツセンター募集要項及び業務実施基準に示す内容を遵守した提案内容であった。

当該申請においては、基本理念に“スポーツ活動を通じてこころとからだの「安心・健康」を守り、生きがいと交流を創出”を掲げ、前回と同様にグループ会社での申請であり、それぞれの役割を明確にされ、丹波篠山総合スポーツセンターの利用促進に繋がる運営管理体制を確保された提案内容である。

また、施設の特性を活かし、スポーツと“農の都 丹波篠山”の融合で市外での情報発信や地域のスポーツ団体との連携による交流促進等を図る取り組み

を計画されている。

丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理者として管理運営能力を有していると認めた。

公の施設としての設置目的への理解、市の管理運営方針との整合性、収支計画の適格性と実現の可能性、経営状況、事業実績及び施設管理にかかる技術的能力、運営実績の各項目において妥当と評価された。

よって丹波篠山スポーツネットワークを丹波篠山総合スポーツセンターの指定管理候補者として選定した。

## 議案第23号説明資料（1／2）

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末購入契約について

### 契約内容詳細

- 1 事業名 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校 学習者用一人一台端末購入
- 2 事業内容 G I G Aスクール構想の着実な推進のため、令和3年3月に購入した市内小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒が授業等で使用する学習者用端末を更新する。
- 3 納入場所 丹波篠山市立篠山小学校他 計20校
- 4 契約方法 随意契約
- 5 仮契約日 令和8年1月8日
- 6 随意契約理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による
  - ・複数市町村の共同調達を目的に令和7年12月19日に兵庫県教育の情報化推進協議会が実施した、学習者用コンピューター式調達業務公募型プロポーザルにより、端末及び事業者が選定された。端末の独自選定に伴う事務負担の軽減及び共同調達のスケールメリットを生かすため、協議会プロポーザルで選定された事業者と随意契約を締結する。
- 7 選定事業者 日本電通株式会社 神戸支店
  - ・協議会プロポーザルにおいて提案された内容は上記事業者でなければ履行できない。
- 8 端末等概要  
C h r o m e B o o k 5 0 0 e 2 - i n 1 G e n 5  
( L e n o v o 製)
  - ・小学校 14校 1,753台
  - ・中学校 5校 968台
  - ・予備機 408台
  - 合計 3,129台  
i P a d ( A 1 6 ) 1 2 8 G B W i - F i モデル ( A p p l e 製)
  - ・特別支援学校 1校 39台
  - ・予備機 5台
  - 合計 44台
- 9 予算額 179,630,000円

議案第23号説明資料（2／2）

10 予定価格	173,826,620円（税込額）
11 仮契約金額	173,826,620円（税込額）
12 納入期限	令和8年8月31日（月）

学習者用一人一台端末の概要（仕様書より抜粋）

・ ChromeBook

項目	要件等
メーカー	Lenovo
型番	ChromeBook 500e 2-in1 Gen5
端末保証	メーカー保証が1年間以上あること。
端末管理機能	Google製 Google GIGA License
付属品	キーボード、タッチペン、ACアダプタ
台数	3,129台
単価（税抜）	49,800円
利用学校	小学校、中学校

・ iPad

項目	要件等
メーカー	Apple
型番	11インチ iPad (A16) 128GB Wi-Fiモデル
端末保証	メーカー保証が1年間以上あること。
端末管理機能	Jamf製：Jamf Pro（5年）
付属品	ハードウェアキーボードつき本体カバー、タッチペン、保護フィルム、ACアダプタ
台数	44台
単価（税抜）	50,000円
利用学校	特別支援学校